

告示

埼玉県告示第二百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉 県知 事第 七号	株式会 社 建 築 構 造 セ ン タ ー	指 定 構 造 計 算 適 合 性 判 定 機 関 の 名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
			構 造 計 算 適 合 性 判 定 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地	本 社 東 京 都 新 宿 区 新 宿 一 丁 目 八 番 一 号	本 社 東 京 都 新 宿 区 新 宿 一 丁 目 八 番 一 号	令 和 六 年 三 月 十 三 日
				群 馬 事 務 所 群 馬 県 高 崎 市 八 島 町 二 百 六 十 二 番 地	群 馬 事 務 所 群 馬 県 高 崎 市 八 島 町 二 百 六 十 二 番 地	
				福 島 事 務 所 福 島 県 郡 山 市 中 町 十 一 番 五 号	福 島 事 務 所 福 島 県 郡 山 市 中 町 十 一 番 五 号	
				東 北 事 務 所 宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区 本 町 二 丁 目 十 番 二 十 八 号	東 北 事 務 所 宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区 本 町 二 丁 目 十 番 二 十 八 号	
				埼 玉 事 務 所	埼 玉 事 務 所	

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

千葉事務所

千葉事務所

千葉県船橋市葛飾町二丁目

千葉県船橋市葛飾町二丁目

四百二番三号

四百二番三号

神奈川県横浜市西区高島二丁目十二番六号

神奈川県横浜市西区高島二丁目十二番六号

神奈川県横浜市西区高島二丁目十二番六号

神奈川県横浜市西区高島二丁目十二番六号

長野事務所

長野事務所

長野県長野市南県町千八十二番地

長野県長野市南県町千八十二番地

愛知事務所

愛知事務所

愛知県名古屋市中区栄四丁目十四番二号

愛知県名古屋市中区栄四丁目十四番二号

三重事務所

三重事務所

三重県四日市市浜田町十二番十八号

三重県四日市市浜田町十二番十八号

山陰事務所

大阪事務所

島根県松江市

大阪府大阪市

中原町六番地	中央区本町三丁目四番十五号
岡山事務所	号
岡山県岡山市北区内山下一丁目三番十九号	山陰事務所 島根県松江市 中原町六番地
広島事務所	岡山事務所
広島県広島市中区八丁堀十五番六号	岡山県岡山市北区内山下一丁目三番十九号
香川事務所	号
香川県高松市亀井町二番地一	広島事務所 広島県広島市中区八丁堀十五番六号
愛媛事務所	香川事務所
愛媛県松山市三番町七丁目十三番十三号	香川県高松市亀井町二番地一
福岡事務所	一
福岡県福岡市博多区御供所町一番一号	愛媛事務所 愛媛県松山市三番町七丁目十三番十三号
佐賀事務所	福岡事務所
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目五番十号	福岡県福岡市博多区御供所町一番一号
